

東日本緊急応援アジェンダ
～ 生活救済のための債務削減スキーム ～

はじめに

- みんなの党は、M9.0 の震災、大津波に加え、原発事故が重なった人類史上初めての災害により、働き手を亡くした遺族、土地・住宅・仕事などを失った被災者、出荷停止・風評被害に苦しむ農家、漁業者、被災・自粛不況・計画停電などにより経営悪化に苦しむ企業などに対し、万全かつ緊急・具体的な補償を行うべきことを表明する。

1、個人向け

- 被災者の希望に応じ、東日本復興院が指定する地域での全半壊家屋・土地の買上げ（被害状況により強制買上げも）又は住宅を失った被災者の住宅ローンを全額免除、住宅再建加算支援 100 万円～400 万円（←被災者生活再建支援法の 2 倍）
- 自動車を失った被災者の自動車ローンを全額免除、自動車の再取得資金補助
- 住宅又は仕事を失った被災者のすべてのローンを 1 年分の支払い免除。
- 国からの用途制限のない個人への直接の義捐金として、仕事、働き手を失った被災者に対し、少なくとも 1 年間の生活補助（被災者生活再建支援法による基礎支援額を 2 倍にし、100～200 万円）

2、農家・漁業者向け

- 被災した農家・漁業者の債務を、被害状況に応じて 3 か月～1 年分支払い免除（債務削減）
又は被災地であるなしにかかわらず、出荷停止を受けた農家の産品を東日本復興院で一括緊急買上げし、風評被害の影響で近年より値下がりしている産品について東日本復興院が価格差額を補填
- 時限的に「東日本農業会社」を設置し、甚大な被害で農業を継続できない状況になっている農家を全員雇用。被用者の農地は買い取って一括再整備し、給与を支払い。（→会社はいずれ民間に払い下げ。企業型大規模農業への転換の布石とする。）
- 時限的に「東日本漁業会社」を設置し、甚大な被害で漁業を継続できない状況になっている漁業者、水産加工業者を全員雇用。養殖場の再生業務、大型漁船での漁業等を行い、給与支払い。（→会社はいずれ民間に払い下げ。企業型大規模水産業への転換の布石とする。）

3、企業向け

- 被災した中小企業者の債務を、被害状況に応じて3か月～1年分支払い免除又は、被災地であるなしにかかわらず、震災・津波・原発・計画停電の影響などを受けた売上げ減少分を被害の状況に応じて3ヶ月～1年の間、東日本復興院が緊急補填。
- 被災企業（金融機関含む）の希望に応じ、東日本復興院が指定する地域での全半壊建物・土地の買上げ（被害状況により強制買上げも）
- 時限的に「東日本復興会社」を設置し、被災地の中小企業者の製品の販売支援、仕事の場を失った個人飲食業者・運送業者などを雇用して人材派遣など。

4、金融機関向け

- 金融機関が、被災関連の個人ローンや中小企業ローンを免除した場合において、東日本復興院が債務免除分を緊急補填。
- 被災地域の金融機関に対し、金融機関の希望に応じて、緊急公的資本増強を実施し、被災地域へ資金供給に万全を期す。

5. 財 源

- 以上の施策を緊急かつ大胆に実行するための安心財源として、
 - ① 半年を越えて当分の間、議員報酬3割・ボーナス5割カットとし、
 - ② 政府が特別会計のへそくり（埋蔵金）を全て吐き出し、
 - ③ 民主党政権がはじめた全国一律金太郎飴的なバラマキを全て廃止し、
 - ④ 日銀引受けも含めた国債発行で、財源の緊急手当てを宣言。

6. 東京電力への補償の請求

- 東日本復興院が個人・農家・漁業者・企業・金融機関などへ財政支援をした場合において、福島原発の影響によるものとするものは、一括して、東日本復興院が東京電力へ補償を請求。

（以 上）